

## 「特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案」に対する意見とそれに対する総務省の考え方

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>1 本件改正案別表第7-2(2)柱書及び別表第8-2(2)柱書中「定格電圧及び定格電圧の±10%」を「定格電圧、定格電圧の90%の電圧及び定格電圧の110%の電圧」としたほうが、分かりやすいと思います。</p> <p>2 本件改正案別表第7-3(3)及び別表第8-3(3)を「常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、低温試験にあつては0℃超、高温試験にあつては40℃未満、湿度試験にあつては95%未満のときは、それぞれの試験を省略することができる。」としたほうが、分かりやすいと思います。それとも、この規定は、低温条件、高温条件、湿度条件の全てについて3(1)から(3)までの値に当たらない場合について、温湿度試験全体を省略できるという意味なのでしょうか？もしそうであれば、「常温及び常湿の範囲を超える場合であっても、低温条件にあつては0℃超、高温条件にあつては40℃未満、湿度条件にあつては95%の全ての条件に該当するときは、温湿度試験を省略することができる。」とするべきだと思います。しかし、私の意見では、低温、高温、湿度のどれかひとつについて基準を満たすのであれば、それについての試験は不要であり、全ての基準を満たす場合に限り、全ての試験について省略できるとする必要はないと思うので、最初のほうの文言がいいと思います。</p> <p>3 本件改正案は、工事設計書の記載のみを考慮し、実際にどのような状況で使用されるかを考慮しない方針であると思われることから、本件改正案別表第7-3(2)及び別表第8-3(2)中「広い場合であつて、その旨が」を「広い旨が」とするべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>1 御意見の表現も可能と考えますが、平成16年総務省告示第88号(以下「告示」といいます。)における他の別表との表現方法の統一を図るため、原案のとおりとします。</p> <p>2 「低温試験、高温試験、湿度試験のどれか1つについて、3(1)から(3)までに示す温度又は湿度に該当しないときは、その温湿度試験を省略することができる」という内容であり、御提案の表現も可能と考えますが、こちらについても、告示における他の別表との表現方法の統一を図るため、原案のとおりとします。</p> <p>3 工事設計書に記載されるべき条件が複数あり、それらの条件を明示するよう、原案の記述としております。さらに、告示における他の別表との表現方法の統一を図るため、原案のとおりとします。</p>